



DR コンゴの 2018 年鉱業法改正のポイント

<ロンドン事務所 吉益英孝 報告>

はじめに

コンゴ民主共和国（DR コンゴ）の鉱業法改正案が 2017 年 5 月に議会に提出、2017 年 12 月に国民議会、2018 年 1 月に上院を通過、3 月 9 日に Kabilla 大統領署名の後、6 月 8 日に Tshibala 首相が署名して発効となった。2002 年以來の改正となり、ロイヤルティの引上げや政府持分の増加等を含む大幅な変更が含まれている。同国の鉱業法は 2015 年に改正案が議会に提出されたが、2016 年 2 月に業界からの反発を受けて撤回された経緯がある。銅・コバルトを中心に多くの鉱山が同国で運営されているが、鉱業界からの反発も強く、政府はコンサルテーションの場を設けたが、結局鉱業界の要望はほとんど反映されていない模様と報道されている。EV の進展に伴いリチウムイオン電池に使用するコバルトの生産で注目されている同国における大幅な鉱業法改正であることから、本稿では今回の改正のポイントをまとめた。

1. 政府持分（第 71 条（d）、第 80 条（h）、第 182 条（2））

2002 年鉱業法では政府持分は 5%と定められていたが、改正鉱業法では 10%に引き上げられた。この持分はフリーキャリー（コスト負担なし）であり、希薄化しない。既存の鉱業権にも適用され、ライセンス更新の際に権益の移転が行われる。

2. 入札権利金（Pas de Porte）（第 1 条（36bis）、第 33 条、第 33 条 bis（1））

鉱区の入札時に課される返還不可の国税であり、サインボーナスとは別に支払う必要がある。課税額は埋蔵量の価値の 1%であり、入札時の資源価格に応じて計算される。

3. ロイヤルティ（第 1 条（48quarter）、第 8 条 bis、第 241 条、第 242 条）

今回の改正によるロイヤルティは以下の通り。

- ・建設用原材料：0%で変更なし
- ・鉄鉱石・合金鉄：0.5%から 1.0%へ
- ・非鉄金属・ベースメタル：2.0%から 3.5%
- ・貴金属：2.5%から 3.5%へ
- ・宝石類：4.0%から 6.0%へ
- ・戦略鉱物：10.0%が新たに設定

戦略鉱物は「経済環境に基づいた地理的、戦略的に重要な性質を持つ鉱物であり、政府が特に関心があるもの」とし、鉱山省が決定する。現在これにはコバルト、コルタン、リチウム、ゲルマニウムが含まれる。

ロイヤルティ収入から得られた資金のうち、その資金の 10%が新たなファンド設立のために振り分けられることになった。このファンドは「未来の世代への鉱業ファンド (Fonds minier pour les generations futures)」と名付けられ、運営などの詳細は首相と閣僚によって定められる。

4. 税金および関税 (第 219 条 (2)、第 232 条、第 247 条、第 251 条 bis、第 251 条 bis (1))

事業収入税は 30%で不変であるが、新たに「超過利潤税」を導入し、その時の鉱物価格がプロジェクトのフィージビリティスタディ時に比べ 25%以上上昇した場合に事業収入税を 50%にするとしている。詳細については別途定める予定。

サブコントラクターが DR コンゴ資本である場合は税金と関税の優遇措置を設ける。

資器材輸入時の関税は、生産開始後 5%としていたが、改正鉱業法では生産開始後 3 年間は 5%と期間が限定された。なお生産開始以前の 2%については変更なし。消耗品などについては 10%、燃料・潤滑油については 5%としている。

5. 資金の国内返還 (第 269 条、第 71 条 (b))

改正鉱業法は資金の DR コンゴ国内留保を強化し、プロジェクトの投資償還期間中には輸出収入から得た資金の 60%は DR コンゴ内に留保し、海外債務への返済等の国外への送金を 40%まで認めるとした。投資回収後は DR コンゴ国内に資金を 100%留保しなければならない。

また、鉱山開発事業には参入者に最低 40%の出資を義務付けている。

6. DR コンゴ国民の権益参加 (第 71 条 bis)

新たに 10%の DR コンゴ企業の権益参加を義務付けた。DR コンゴ企業は DR コンゴ国民によって保有される会社とするが、既存の鉱業権について適用されるかどうかは不明である。

7. 国内選鉱・処理 (第 71 条 (h)、第 108 条 bis (2)、第 108 条 ter (1) 及び (2)、第 342 条)

改正鉱業法では African Union の定めた Africa Mining Vision に倣い、鉱業権付与の際に、DR コンゴ国内の選鉱・処理能力が評価され、DR コンゴ国内の選鉱・処理について宣誓書の提出を義務付けた。

生産権者は、国内で処理を行うか、承認を受けた国内の業者を使用し、鉱業省に選鉱・処理についての計画書を提出する必要がある。

国外の選鉱・処理については、1 年間の期間毎に認められる可能性があり、経済性に困難がある場合と特別な納税と義務の履行を行った場合とされ、詳細は別に定めるとした。

既存の鉱業権者については、条件を満たすための 3 年間の猶予期間を与えた。

8. 地域開発への貢献 (第 285 条、第 285 条 octies)

鉱業権者は毎年、その年の売り上げの 0.3%を地域の開発に拠出することを新たに導入した。地域開発のためのファンドを設立し、地域の代表が独立して運営する。詳細については別途定める

とした。また、社会経済、産業開発の促進についても貢献を義務付けた。

9. 権益の移転等（第 171 条（1）、第 185 条 ter、第 276 条 bis、第 276 条 ter）

改正鉱業法では権益比率の変更、権益の買収、合併に関しては、政府の事前の許可が必要になり、また権益の取引に関して取引金額の 1%を政府へ支払うこととした。

鉱業権の移転等に関する権利の政府への登録の手数料が、以前はわずかな固定額であったが、改正鉱業法では取引金額に応じて 0.1%から 0.5%に引き上げられた。

10. 法律の変更と安定条項（第 342 条 bis）

2002 年鉱業法には安定条項が存在し、法律改正による変更は 10 年間の猶予期間が付与されていた。改正鉱業法施行後、国内選鉱・処理に関する一部を除き、直ちに新条件が既存の鉱業権者にも適用されるとした。改正鉱業法が 5 年以内にさらに変更される場合は、既存の鉱業権者はこの改正鉱業法の条件が適用されるとしている。この条項については 2002 年鉱業法における安定条項と矛盾しており、大きな混乱を招く要因として鉱業界からも大きな反発が出ている。

おわりに

本改正は同国で操業する鉱山会社には厳しい内容となり、また新規の鉱業投資にも影響することが確実と見られる。特に安定条項の排除に対する鉱山会社の反発は強く、鉱山会社が法的手段に訴えるとの報道もあり、今後も動向が注目される。

なお、原文は仏語であることから機構が翻訳を依頼し、仏英翻訳された文章を基に本稿は記述されていることから、正確な理解に当たっては原文を参照されたい。

おことわり:本レポートの内容は、必ずしも独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構としての見解を示すものではありません。正確な情報をお届けするよう最大限の努力を行ってはおりますが、本レポートの内容に誤りのある可能性もあります。本レポートに基づきとられた行動の帰結につき、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構及びレポート執筆者は何らの責めを負いかねます。なお、本資料の図表類等を引用等する場合には、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構資料からの引用である旨を明示していただきますようお願い申し上げます。